

平成24年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について（概要）

適正価格での契約の推進と入札及び契約の過程並びに契約内容のより一層の透明性を確保するため、また、公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 価格の公表時期に関する見直し及び予定価格の積算内訳の公表について

□ 予定価格

平成23年度末現在、総合評価方式と予定価格1億円以上の低入札価格調査制度適用入札案件について予定価格を事後公表としていますが、4月1日以降の入札公告案件から、予定価格1億円未満の制限付一般競争入札（単価契約を除く）案件においても予定価格の一部事後公表化（事前公表と事後公表の併用）を実施します。

また、原則として4月1日以降に契約を締結する予定価格が250万円を超える工事（単価契約を除く）に係る『予定価格の積算内訳』を契約締結後に公表することとします。

詳細は、別紙「建設工事の予定価格に関する公表時期の見直し及び積算内訳の公表について」をご参照ください。

□ 最低制限価格

4月1日以降に入札公告又は指名を行う予定価格1億円未満の全ての競争入札案件において、最低制限価格を事後公表とします。

□ 入札方式と価格の公表時期（まとめ）

見直し前

入札方式	予定価格	最低制限価格	低入札価格調査制度	
			調査基準価格	失格基準価格
指名競争入札（予定価格1千万円未満の工事）	事前公表	事前公表	-	-
一般競争入札	予定価格1千万円以上1億円未満の工事	事前公表	-	-
	予定価格1億円以上の工事	事後公表	事後公表	原則非公表

単価契約案件を除く

平成24年3月末まで



見直し後

入札方式	予定価格	最低制限価格	低入札価格調査制度	
			調査基準価格	失格基準価格
指名競争入札（予定価格1千万円未満の工事）	事前公表	事後公表	-	-
一般競争入札	予定価格1千万円以上1億円未満の工事	1一部事後公表	-	-
	予定価格1億円以上の工事	事後公表	事後公表	2事後公表

平成24年4月1日から

- 一定期間、試行的に予定価格の事前公表と事後公表を併用し、入札結果等を検証したうえで改めて公表時期を検討します。
- 低入札価格調査制度適用案件の予定価格事後公表化に伴い、失格基準価格を「原則非公表」から「事後公表」へ見直します。

2. 工事請負契約書（契約約款）の改正について

□ 現場代理人の常駐義務の緩和措置（約款第10条関係）

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう工事現場への常駐が義務づけられていますが、近年の通信手段の発達や厳しい経営環境下における施工体制の合理化への要請を受けて、平成22年7月に「公共工事標準請負契約約款」が改正され、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができる旨の規定が追加されています。

先般、具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについて、国土交通省よりその基本的な考え方が示されたことから、水道局においても工事請負契約書（契約約款）を改正するとともに、現場代理人の常駐義務の緩和に関する措置要件を定めました。

詳細は、別紙「現場代理人の常駐義務の緩和措置について」をご参照ください。

